

人権相談の 現場から

相 談

同和地区出身である相談者から、採用面接の際に差別的な質問をされた。選考結果は不採用であり、この件にどう対応すればよいかわからない。また、次での就職活動に不安を感じているとの相談があった。

相談者は面接の際に、居住地が同和地区かどうかを特定するために住所付近の公共施設を聞かれている。その質問を受け、相談者は面接官に「差別につながるので答えられない」と返答すると、面接官からは「出身地を言えないと営業ができない。どうして答えられないのか。」「あなたは部落差別を受けたことがあるのか。でも、うちでは営業で使うことがあるから、出身を答えられないといけないんだよ。」と言われた。

この会社の面接を受けたのは、相談者の他に3人いたが、他の求職者に同じ質問はおこなわれなかった。

同和問題に関する相談 (就職差別の事例)

対 応

出生地など差別の原因となるおそれがある質問は、就職差別であること、相談者の回答等の対応方法は間違っていないこと、職業安定法で「求職者等の個人情報の取り扱い」(第5条の4)^{*}が定められ、不必要的求職者等の個人情報を収集してはいけない等の規定がされていることを伝えた。

相談者に、管轄のハローワークに相談するよう助言を行うと同時に、相談者の了解のもと、大阪労働局からも大阪府商工労働部など関係機関へ報告を行った。

本人の訴えと労働局の指示により、管轄のハローワークから同社に対して事実確認がおこなわれ、面接官は面接時の発言を認めた。その後、ハローワークの指導により、同社における会社全体での採用に関わる計画等の抜本的な改善や、面接担当をはじめとする全社員の人権研修の実施がなされた。

※<求職者の個人情報の取り扱い (職業安定法に基づく厚生労働大臣指針)>

特別な職業上の必要性が存在することその他業務の目的の達成に必要不可欠であって、収集目的を示して本人から収集する場合以外は、次の情報を収集してはいけません。

- 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地、その他社会的差別の原因となるおそれのある事項
- 思想及び信条
- 労働組合への加入状況

【各種相談窓口】

- (財)大阪府人権協会 人権相談
TEL 06-6581-8634 FAX 06-6581-8614
- 大阪府民文化部 人権室人権相談・擁護グループ
TEL 06-6210-9283 FAX 06-6210-9286
- 大阪府 商工労働部 雇用推進室労政課 労政・労働福祉グループ
TEL 06-6210-9518 FAX 06-6210-9517
- 大阪のハローワーク
大阪東、梅田、大阪西、阿倍野、池田、枚方、門真、河内柏原、河内長野、堺、岸和田、泉大津、泉佐野